

京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程

[平成 21 年 10 月 20 日 総長裁定制定]

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関し必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第 2 条 本学の名義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都大学
- (2) 京大
- (3) Kyoto University

(京都大学マーク)

第 3 条 本学の京都大学マークの形状及び色彩は、別図第 1 のとおりとする。

(エンブレム)

第 4 条 本学のエンブレムの形状及び色彩は、別図第 2 のとおりとする。

(ロゴタイプ)

第 5 条 本学のロゴタイプの形状及び色彩は、別図第 3 のとおりとする。

(スクールカラー)

第 6 条 本学のスクールカラーは濃青とし、その色指定は別図第 4 のとおりとする。

(使用に関する総括)

第 7 条 本学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム及びロゴタイプ（以下「名義等」という。）の使用に関しては、広報担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括する。

(名義等の使用)

第 8 条 本学の役員及び職員は、職務に関連して、本学の名義等を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の役員及び職員は、次の各号に掲げるものに本学の名義等を使用することができる。

- (1) 本学が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム及び講演会その他の行事に関するもの
- (2) 本学の部局等が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム及び講演会その他の行事に関するもの
- (3) 前 2 号の行事に係る図書の刊行等学術事業に関するもの

3 本学の学生及び京都大学学内団体規程（昭和 26 年達示第 3 号）により承認を受けた団体は、その所属（肩書き）を示すため、本学の名義等を使用することができる。

第 9 条 前条に定めるもののほか、担当理事が適当と認める団体等は、その指定されたものに本学の名義等を使用することができる。

(名義等の使用許可)

第 10 条 次の各号に該当する場合は、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。

- (1) 前2条に定める者が同条に定めるもの以外のものに本学の名義等を使用する場合
- (2) 前2条に定める者以外の者が本学の名義等を使用する場合

第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、産官学連携本部長が当該使用に関し適当と認めたものについては、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。

- (1) 本学の役員及び職員以外の者が行う本学との共同研究、受託研究等の研究成果に関する広告及び当該研究成果に基づいて開発する製品の広告に本学の名義等を使用する場合
- (2) 本学の名義等を使用した商品を販売する目的で本学の名義等を使用する場合
- (3) 本学の名義等を利用して役務を提供する目的で本学の名義等を使用する場合
- (4) その他担当理事が適当と認める場合

第12条 第8条から前条までの規定により、本学の名義等の使用を認められた者（以下「使用者」という。）以外の者は、本学の名義等を使用してはならない。

（遵守事項）

第13条 使用者は、この規程及び別に定める使用上の諸規定を遵守しなければならない。

（使用の取消等）

第14条 担当理事は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 使用者以外の者が本学の名義等を使用した場合は、担当理事は、当該使用を中止させるものとする。

3 前2項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことにより損害が生じることがあっても、本学はその責を負わない。

（事務）

第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、企画・情報部広報課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月20日から施行する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成27年総長裁定）

この要項は、平成27年4月1日から実施する。